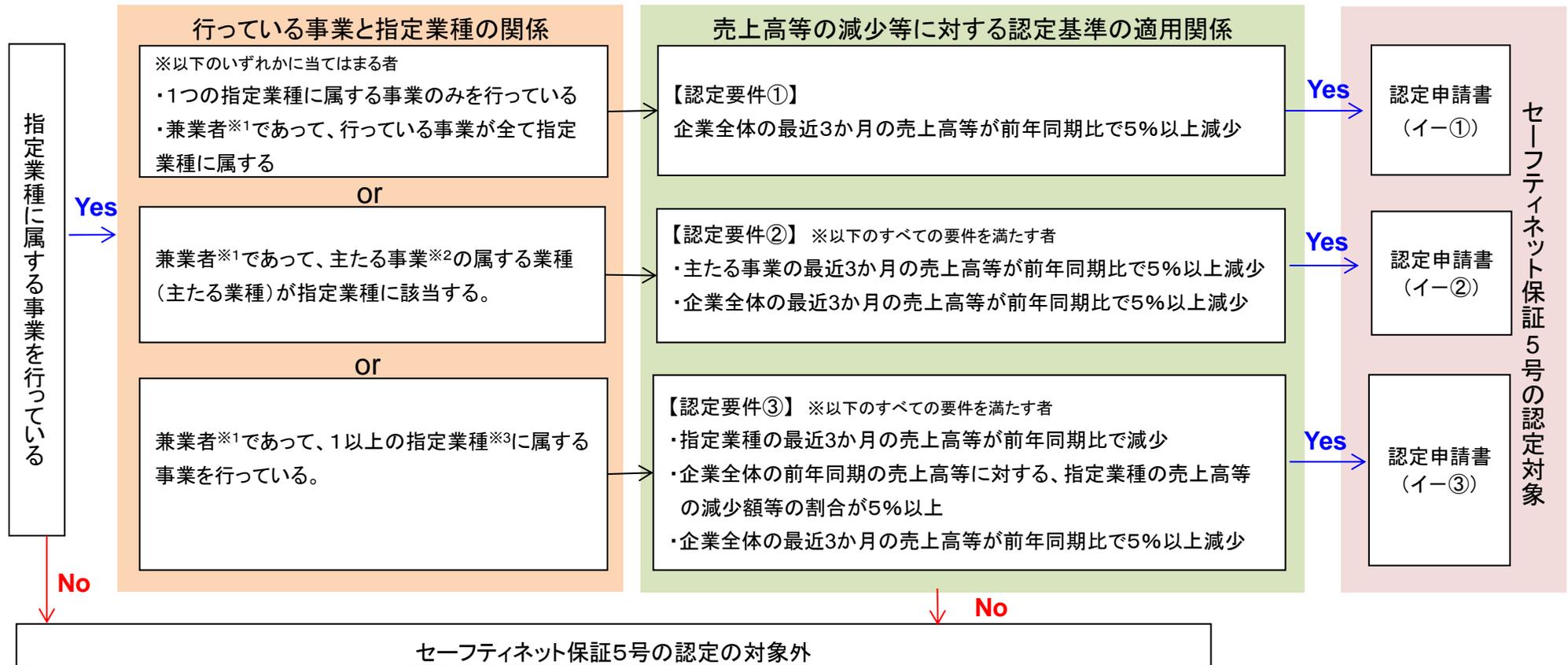


【別表】セーフティネット保証5号(イ)認定要件確認表



※1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。業種の定義については「日本標準産業分類」による。

※2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※3: 主たる業種かどうかは問わない。

注) 事業と指定業種の関係について、複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。